

証券取引法等の一部を改正する法律案要綱

内外の経済・金融情勢の変化に対応し、市場機能を中核とする金融システムを改善・強化する必要性にかんがみ、証券取引における課徴金制度の導入及び証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大による市場監視機能の強化並びに銀行等の金融機関の証券業務の範囲の見直しによる有価証券の販売経路の拡充を行うとともに、有価証券の対象範囲の拡大、目論見書制度の合理化、最良執行義務に係る規定の整備等、所要の措置を講ずるため、証券取引法その他の関係法律の整備等を行うこととする。

一 証券取引法の一部改正（第1条関係）

1．有価証券の定義

投資事業有限責任組合契約に基づく権利、投資事業有限責任組合契約に類似する組合契約に基づく権利等を有価証券とみなして、証券取引法の規定を適用することとする。（証券取引法第2条関係）

2．証券業に関する規定の整備

電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として、一定の売買価格の決定方法により有価証券の売買又はその媒介等を行う業務を競売の方法により行うことができることとする。（証券取引法第2条関係）

3．目論見書制度

一定の有価証券の目論見書を、必ず交付しなければならない目論見書と、交付の請求があったときには、直ちに、交付しなければならない目論見書に区分することとする。

目論見書の交付を受けないことについて同意した一定の者については、目論見書を交付しないことができることとする。（証券取引法第15条関係）

4．民事責任規定の見直し

有価証券報告書等の虚偽記載等による損害賠償請求権の規定を整備し、虚偽記載等の公表日前後の平均価額の差額を一定の範囲内で損害額と推定することとする。

（証券取引法第20条、第21条の2、第21条の3関係）

5．最良執行方針等

取引所取引原則等を見直し、証券会社は、有価証券の売買等に関する顧客の注文について、最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めなければならないこととする。（証券取引法第37条、第39条、第43条の2、第129条関係）

6．銀行等による証券業務の範囲の拡大

銀行等の金融機関が、証券会社等との間で株式等の売買の媒介等の業務を営めることとする等の改正を行うこととする。（証券取引法第65条関係）

7. 証券取引清算機関が行う決済方法の破産法上の効力

証券取引清算機関の業務方法書において定める決済方法が、清算参加者に破産手続等が開始した場合においても効力を認められることとする。

(証券取引法第156条の11の2関係)

8. 課徴金制度

対象行為及び課徴金額

内閣総理大臣は、次に掲げる者に対して、違反行為による経済的利得を基準として、売付け、買付けの額その他の額により算出すべき額(については募集等の額の1%(株式の場合は2%))の課徴金の納付を命じなければならないこととする。

虚偽記載のある開示書類により有価証券の募集等を行った者

風説を流布し又は偽計を用いて有価証券の売買等を行った者

相場を操縦する一連の有価証券の売買等を行った者

未公表の重要事実を知りつつ有価証券の売買等を行った会社関係者

(証券取引法第172条～第176条関係)

調査権限

課徴金に係る事件について必要な調査をするため、報告徴求・検査等を行うことができることとする。

(証券取引法第177条関係)

審判手続

審判手続は1人の審判官又は3人の審判官で構成される合議体が原則公開して行うこととする。

(証券取引法第180条、第182条関係)

被審人は、意見陳述をすることができ、また、審判官は、被審人の申立て又は職権により、質問、証拠物件徴求、鑑定、立入検査等を行うことができることとする。

(証券取引法第184条～第185条の5関係)

内閣総理大臣は、審判官が審判手続を経た後、作成・提出した決定案に基づき、課徴金の納付を命ずる決定その他当該事件に関する決定を行うこととする。

(証券取引法第185条の6、第185条の7関係)

没収・追徴との調整

課徴金に係る事件と同一事件について、没収・追徴の確定裁判があった場合は、課徴金額から没収・追徴額を控除する。

(証券取引法第185条の7、第185条の8関係)

9. 検査権限の証券取引等監視委員会への委任範囲の拡大

証券会社等に対する検査権限の証券取引等監視委員会への委任について、その範囲を拡大することとする。

(証券取引法第194条の6関係)

10. 罰則

所要の罰則規定の整備を行うこととする。

(証券取引法第197条、第198条の5、第200条、第200条の2の2、第205条、第205条の3、第206条、第208条関係)

11. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 外国証券業者に関する法律の一部改正（第2条関係）

外国証券会社の支店等に対する検査権限の証券取引等監視委員会への委任について、その範囲を拡大する等、証券取引法と同様の改正を行うこととする。

三 社債等登録法、投資信託及び投資法人に関する法律、株券等の保管及び振替に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、資産の流動化に関する法律及び社債等の振替に関する法律の一部改正（第3条～第6条、第8条、第9条関係）

検査権限を新たに証券取引等監視委員会に委任することとする。

四 金融先物取引法の一部改正（第7条関係）

1. 金融先物取引清算機関が行う決済方法の破産法上の効力

金融先物取引清算機関の業務方法書において定める決済方法が、清算参加者に破産手続等が開始した場合においても効力を認められることとする。

（金融先物取引法第90条の11の2関係）

2. 検査権限の証券取引等監視委員会への委任範囲の拡大

金融先物取引業者等に対する検査権限の証券取引等監視委員会への委任について、その範囲を拡大することとする。

（金融先物取引法第92条関係）

五 商工組合中央金庫法、農業協同組合法、中小企業等協同組合法、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、銀行法、保険業法及び農林中央金庫法の一部改正（第11条～第19条関係）

金融機関が取り扱う短期社債等の範囲を拡大する。

六 その他

1. 施行期日

この法律は、平成十七年四月一日から施行することとする。ただし、次に掲げるものは、それぞれ定める日とする。

上記5及び証券取引法等の所要の改正規定 この法律の公布の日

有価証券の定義に関する規定、目論見書制度に関する規定、民事責任規定の見直し及び銀行等による証券業務の範囲の拡大に関する規定 平成十六年十二月一日

検査権限の証券取引等監視委員会への委任に関する規定 平成十七年七月一日

清算機関が行う決済方法の破産法上の効力に関する規定 破産法の施行の日

2. 経過措置等

所要の経過措置等を定めることとする。

証券取引法等の改正に伴い、関連法律の改正を行うこととする。